

## AEC 発足を前に強まりゆく外国人管理 (ジャカルタ)

昨今、インドネシアでは入国管理局と警察が不法滞在者の摘発を強化しており、工業団地内にある工場、事業所、さらには外国人が多く滞在するコンドミニウムなどにまで立ち入り検査を行っている。

5 月 9 日付英字紙ジャカルタポストによれば、出入国管理官 120 名が集中的に不法滞在外国人の査察を行い、適切な書類を有していないことを理由に 1,069 名を拘束したとの報道がされている。違法行為を行っていたものは起訴処分に処されるほか、不法滞在者は国外退去命令が出される予定と伝えられた。一部には日本人も交っている、との情報もある。

一部日系企業では、工場で日本からの出張者が訪問居住査証 (いわゆるシングルビザ・マルチプルビザ) のステータスで作業をしていたところを当局により拘束された、という事案も伝わっている。また、事業所を査察した入国管理官が、現場に居合わせた外国人に対して暫定居住許可証 (KITAS) と旅券双方を原本で提示することを求め、旅券についてコピーしか提示できなかった場合に、その場で「罰金」と称する高額な金銭を要求する、または拘束するという事例も報告されている。

昨年 10 月に法務人権大臣令 2014 年第 27 号 が発令され、シングルビザ (211) で許可される活動内容が追加され、就労と見られる業務も含まれるようになった。入管総局は、外国からの投資をしやすい環境を整えるため、緊急な機械修理や、工場での生産管理監査などはシングルビザでの活動範囲に含めるに至った、としているが、これらの作業は外見上就労との区別がつけづらく、実際に当局が現場で立ち入り検査をする際には、新しい法令が現場の担当官まで徹底していないことも相まって、必ずしも法令の趣旨通りに運用されていないのが実態のようだ。

JJC (ジャカルタ・ジャパン・クラブ) では、3 月 10 日及び 4 月 29 日に入国管理総局を訪問し、「就労」の概念について問い合わせている。(インドネシアではない) 本国にて雇用され本国で給与が支払われている訪問者が、短期 (60 日以内) の期限内に完了することができる業務は「就労」とはみなさない、との口頭での回答は得ているが、公式に書面で確認することはできていない。引き続きフォローアップを行なっていく予定である。

なお、上記は就労許可の観点から、労働省にも併せて照会する必要があるため、入国管理総局の法解釈のみをもってシングルビザで工場内の作業ができるようになると判断するのは時期尚早である。

一方、旅券原本不携帯による処罰に関しては、出入国管理に関する法律 2011 年第 6 号 (UU No.6 Tahun 2011 tentang Keimigrasian) 71 条 B 項によると、「出入国管理官から要請された場合、保有している渡航証明書または滞在許可を提示し、提出する」と規定していることから、KITAS をすでに取得している場合には、その提示のみで十分であると解釈できる。また、KITAS の申請時には、適切なパスポートを入国管理局事務所に提出しており、パスポートの適法性は十分に担保されている点を指摘し、入国管理総局に対し書面で照会を行っている。現段階ではまだ正式な回答は届いていないが、こちらについても、引き続きフォローアップを行っていく。

昨今インドネシアでは、当局からの外国人雇用枠の縮減圧力が強く、これまで通りの数の日本人駐在員を派遣しづらくなっている。

外国人労働者の就労許可取得要件にインドネシア語の資格試験を課すよう検討するほか、商社・サービス業の外国人アドバイザー職は、インドネシア人雇用を増やさないという理由のもと、行政の窓口指導が強化されている。熟練技術者であったとしても、高齢者である、あるいは学歴が高卒である、ということも理由に、就労許可の期間が 6 ヶ月に短縮、しかも更新不可 (期間終了後は帰国を求められる) とされ、これでは製造業の現場での技術移転が立ち行かなくなる、との声も聞かれる。

(注：6 月 29 日発令の労働大臣令 2015 年第 16 号で、インドネシア語要件と学歴要件は撤廃されたが、代わりに外国人 1 人を雇用する企業はインドネシア人 10 名雇用しなければならないという要件が新たに設けられた。)

こうした事例からは、外国人労働者を縮減しインドネシア人雇用を増やしたいという政策意図もうかがえる。労働省統計でも、インドネシアの外国人向け就労許可発給件数は年々減少している。

AEC (ASEAN 経済共同体) では、専門的人材の移動の自由化が議論されているが、インドネシア政府はその先の単純労働者の流動性を見越してか、今から技術的障壁を着々と準備してきているように見える。

(ジャカルタジャパンクラブ 事務局長 吉田 晋)